

令和6年8月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和6年8月27日(火)13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

山田 貞己 教育長
西堀 政幸 委員
宮内 慎也 委員
西川 紀栄 委員
佐藤 知佐子 委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

平川 博巳 学校教育課長
佐々木 豊仁 生涯学習課長
宇仁 猛 学校教育課参事
澤地 彩 学校教育課 課長補佐兼こども育成係長
坂部 琢 生涯学習課 社会教育係長
齋藤 祐樹 学校教育課 学校教育係長

本会議録調製者は次のとおりである。

齋藤 祐樹 学校教育課 学校教育係長

1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 宮内 慎也 委員を選出。

3 7月定例会会議録承認

事務局より報告、承認。

4 教育長報告事項

8月事業報告及び9月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

特別教室にエアコン（7月27日付 伊豆新聞）

・市内7小学校特別教室にエアコンを整備することとなりました。図書室や音楽室など28教室が対象で、本年度は利用頻度の高い図書室や理科室、音楽室など13室。補助金や基金、起債で賄い今年度は6,700万円を計上しています。校舎内も涼しくなるといいと思っています。来年度も実施。下田中学校はすでに整備済みです。

史跡巡り歴史、文化学ぶ（7月30日付 伊豆新聞）

・市内学校教員の社会科見学。建設課が、歴史、文化的景観や、歴史的建造物を保全市、まちづくりに生かす建設課の取組です。参加人数が少なかったですね。時期等過ごしやすい時期を選んで出来ればと思います。来年度は若い先生とか西伊豆とか他市町の先生をお誘いしたい。参加者の感想はとても好評でした。

本県小6全国平均下回る（7月30日付 静岡新聞）

・全国学力・学習状況調査の結果が、29日公表された。結果はご覧の通りとなっております。小学校は平均を下回る部分があるものの、中学校では上回っており、9か年で見れば理想的であるとの県教委からの講評もいただいています。悲観的になる必要は無いものと考えています。

稲葉8強五十嵐敗退（7月31日付 静岡新聞）

・パリオリンピックサーフィン競技の結果です。五十嵐カノア選手、オレアリー・コナー選手、カリッサムーア選手共に残念ながらメダル獲得はなりませんでした。

稲取高校メールアドレス流出（8月1日付 静岡新聞）

・体験入学に応募した8中学校の115人分のメールアドレスが流出した。県は複数人でのチェック体制を指導したようです。

一貫性教育「望ましい」（8月1日付 伊豆、静岡新聞）

・東伊豆町の環境整備委員会の答申結果です。幼小中高の一貫性のある教育を現熱川中学校の敷地に指定して、熱川中学校敷地内での幼小中高一貫教育を「望ましい」とした形。整備委員会長の石井晴彦校長から、横山教育長に答申書が渡されたというもの。まだ未確定な部分があるとは思いますが、東伊豆はその方向で進めるのとのことです。

郷土の魅力再認識 下田でドリーム授業（8月1日付 伊豆新聞）

・県教委主催の恒例になったドリーム授業。賀茂地区の中学生30人が対象。県池上教育長の講話はじめ、地元の専門家による講話はフィールドワーク。渡邊秀明先生や、土屋武彦先生の講義もありました。

水生昆虫など採取（8月4日付 伊豆新聞）

・下田高校生徒と、賀茂地区の小学生20人が、稲生沢川でフィールドワークを実施。高校の自然科学部の生徒の発案で実施されたものでしたが、ここに至るまでには申し込み文書の作成など、参事や指導主事が大分関わって作成を行いました。危機管理的な部分には特に注意を払って作成を行いました。担当の先生がもう少し関わっておく必要を感じました。

5年ぶり 心整う座禅（8月4日付 伊豆新聞）

・加増野の報本寺で親子30人が参加して5年ぶり13回目の座禅が開かれた。下田ワイズメンズクラブによるもの。下田高校箏曲部による演奏体験も合わせて行われました。

給食無償化意見書相次ぐ（8月4日付 静岡新聞）

・地域格差の是正を求めて、全国38都道府県、200を超える議会から衆議院事務局に提出されていたというもの。下田市議会からも提出されています。全国1700ほどの自治体の内約3割が無償化に踏み切っているようですが、7割は、財政難で踏み切れておらず、地域格差が生じていることから、国の主導を求めているということです。下田市は踏み切れていない状況です。

お兄さんお姉さんと宿題（8月6日付 伊豆新聞）

・県教委主催でしずおか寺子屋が賀茂教育会館で開催されました。教員志望の下田高校生と静岡大学の学生約40人が先生となり賀茂地区42人の小中学生子どもたちに指導を行いました。

政治、選挙に関心を（8月6日付 伊豆新聞）

・下田中生徒会、学級委員など13人が議場で意見交換。河津町や伊豆市の報道もありました。

中体連で登録外選手を起用（8月7日付 静岡新聞）

・富士氏の大会で男子バスケット競技の中でのこと。13校によるトーナメントの中で準決勝まで勝ち進んだ学校が、勝ち進むまでの1、2回戦で、登録外選手1名を試合に出させていたことが関係者への通報で分かったとのこと。顧問と校長をけん責処分になりました。怪我をした選手の代わりに出場させたとのことでしたが、残念でした。

中高生大麻摘発5年で倍増（8月11日付 静岡新聞）

・若者の薬物汚染が急拡大しているとのこと。23年度の20歳未満の薬物関係での摘発数は、1,222人(中高生は235人)。19年から倍増。危険ドラッグ乱用者の20歳未満の摘発は、23年が37人に対して19年は1人でした。これからは下田も対岸の火事ではないと感じています。

事業所協力 生徒見守り隊(8月13日付 伊豆新聞)

・下田中学校学校運営協議会が、「子ども見守り隊」を立ち上げ活動を開始。地域ぐるみで生徒の安心、安全の機運を醸成するもの。車両にマグネットシールを貼り付けて企業活動を行ってもらうことにより啓発するものです。

熱中症警戒アラート最多(8月14日付 静岡新聞)

・県内本年度すでに31回。2122年度は、この時期いずれも7回。急増している。今のところ市内小中学校では熱中症による大きな事故の報告はございません。

週当たりの授業時数削減(8月17日付 静岡新聞)

・公立小中学校の授業日数を増やし、週当たりの授業時数の削減を促す方針を出したものです。

即興で音楽、舞踏、24日ジャズコンサート(8月20日付 伊豆新聞)

・一丁目のジャズ喫茶庄田次郎さん。中学校統合準備(校舎、体育館建設時期)期間、交通警備員で下田中を支えてくれていた方で、懐かしくてご紹介しました。活躍されているようで何よりです。

小中時代いじめ「対応不適切」(8月22日付 静岡新聞)

・2015年、16年に遡るいじめ案件で、浜松市教委の不適切な対応を訴えたもの。市に対して慰謝料などの損害賠償を求めたという記事。過去に遡ってということになると、これからも色々なところで同様のことが起こるのかと思います。

教職調整額3倍超案(8月22日付 静岡新聞)

・4%から13%に増額という案。1972年の給特法から50年ぶりの改正となると、来年度条例の改正があり、令和8年度からの施行の見通し。今でも教職員の時間外勤務を換算すると20%でも足りないのではと思いますが、これによって時間外勤務が当たり前になるのが懸念されます。

教育長

報告事項は以上です。質疑等ありますか。

ないようですので、以上で教育長報告事項を承認とさせていただきます。

5 議事

(1) 報第13号 専決処分の承認を求めることについて

専第13号 教育委員会事務局職員の人事について

教育長

(1) 報第13号 専決処分の承認を求めることについて、専第13号 教育委員会事務局職員の人事についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

5ページをお開き下さい。それでは 報第13号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

下田市教育委員会教育長に対する事務委任規則 第2条の規定により、専第13号教育委員会事務局職員の人事異動についてを、6ページのとおり、令和6年8月16日に専決したため、教育委員会の承認を求めるものです。

7ページをお開き下さい。

令和6年8月16日付けの、人事異動の内示が、8月8日に発令され、教育委員会事務局職員の人事異動として、再任用職員の生涯学習課鈴木美鈴課長補佐が、上下水道課への異動となり、総務課付け、鈴木顕己(たかき)主事が、生涯学習課への異動となりました。

以上大変雑駁な説明でしたが、報第13号 専決処分の承認を求めることについて、教育委員会事務局職員の人事異動についての説明を終わらせていただきます。

教育長 ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

佐藤委員 これまでにも7月など年度途中の異動はあったのでしょうか。

学校教育課長 今回は副市長が新たに職員から選出され就任したことに伴い、その空席を埋める人員が必要になったための異動となっています。

教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

質疑応答等ないようですので、報第13号 専決処分の承認を求めることについて、専第13号 教育委員会事務局職員の人事については原案のとおり承認となりました。

2) 議第26号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)

教育長 次に、(2) 議第26号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について(下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 8ページをお開きください。

議第26号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙9ページのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

10ページをお開き下さい。

今回の条例改正の趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施

行に伴い、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例のうち、一部の条文の整理が必要となったもので、改正の内容としては、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における、満3歳以上満4歳未満の児童及び満4歳以上の児童に係る保育士の配置基準を改めるものです。

続きまして、11ページ・12ページをお願いします。

今回の改正内容の新旧対照表となっております。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正する箇所となります。

今回の改正による条例への影響は4箇所、第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改めるもの。

同じく、第31条、第44条、めくって頂き、12ページをお開き下さい。第47条についても、同様の改正となるものです。

今回の条例改正の対象となる、家庭的保育事業等とは、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業で、定員や実施の場所等によって、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、及び事業所内保育事業の4事業に分類されています。

現在、下田市には、家庭的保育事業等はありませんので、新たに事業が行われる場合は、改正された配置基準に基づいて事業を実施するものとなります。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上大変雑駁な説明でしたが、議第26号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 　　ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

佐藤委員 　　対応する人数の上限が減るということは、それだけ目が行き届くこととなるのでとてもありがたい変更だと思います。

教育長 　　ありがとうございます。そのほかはよろしいでしょうか。

そのほか質疑応答等ないようですので、議第26号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

委員全員 　　異議なし。

教育長 　　異議ないようですので、議第26号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は原案のとおり承認することに決定しました。

(3) 議第 27 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)

教育長

次に、(3) 議第 27 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について) を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

13 ページをお開きください。

議第 27 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙 14 ページのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

それでは、15 ページをお開き願います。

今回の条例改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のうち、一部の条文の整理が必要となったものです。

次に、改正の内容ですが、1 つ目として、保育所等の施設の運営規程の概要や職員の勤務体制等を示した重要事項説明については、施設内の書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するもの。

2 つ目は、読み替え規定の改正に伴う文書の整理、修正等によるもので、制度変更は伴わないものです。

3 つ目として、電磁的記録の交付又は提出に用いる記録媒体については、「磁気ディスク」等の個別の記録媒体の名称に代(か)えて、電子的な記録媒体の一般名称に改めるものとなります。

続きまして、16、17 ページをお願いします。

今回の改正内容の新旧対照表となっております。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正する箇所となります。

今回の改正による条例への影響は 3 箇所です。第 23 条、重要事項を「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改めるもの。

次に、第 36 条第 3 項中の「第 6 条第 2 項中」を「第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定

教育・保育施設(特定利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)と、に改めものです。

次に17ページ下段をお願いします。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に改めるものです。

恐れ入りますが、14ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するというものでございます。

今回の条例改正につきましては、令和6年4月1日から施行しなければならないところ、本9月市議会において、議案の提出となったことを、深くお詫び申し上げます。大変、申し訳ありませんでした。

以上大変雑駁な説明でしたが、議第27号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について(下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。質疑ないようですので議第27号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について(下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

委員全員

異議なし。

教育長

異議ないようですので。議第27号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について(下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について)は原案のとおり承認することに決定しました。

(4) 議第28号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和6年度下田市一般会計補正予算 第6号 教育委員会)

教育長

次に、議第28号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、(令和6年度下田市一般会計補正予算 第6号 教育委員会)を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

19ページをお開きください。

議第28号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度下田市一般会計補正予

算（第6号）教育委員会を、別紙20ページから33ページのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものです。

提案理由ですが、令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）のうち、教育委員会部分に関する意見を求めるためでございます。

まず、債務負担行為について、ご説明申し上げます。

21ページをお願いします。

学校教育課関連の債務負担行為の追加は2件で、「下田中学校通学バス運行業務委託料」は、期間は令和6年度から令和9年度までとし、限度額は、事業予定額8,560万円の範囲内で、下田中学校通学バスの運行業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度以降において支払うものです。

内容については、通学バス2台（定員29名マイクロバス）の運行業務で、平日及び土日祝日・夏休み等の各休業日のうち、部活動実施日の1日3便、各2コースの運行と部活動の大会参加のための運行、小学校等の校外学習等行事の運行を委託するものです。

なお、利用対象の稲梓地区の生徒は、令和7年度31人の利用を想定しております。

次に、「学校給食調理配送等業務委託料」で、期間は令和6年度から令和9年度までとし、限度額は、事業予定額1億9,800万円の範囲内で、学校給食調理配送等業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度以降において支払うものです。

内容については、給食提供先となる市内の小中学校及び伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校への、児童生徒及び教員等の、令和7年度は、年間推測1,160食の調理食数を予定し、調理、配缶、洗浄及び消毒、配送及び回収、衛生管理、施設及び設備清掃等の業務を委託するものです。

生涯学習課長

それでは、22、23ページをご覧ください。こちらは歳入の補正予算となります。

14款2項6目、3節社会教育費補助金、地方スポーツ振興費補助金229万8千円の増額は、スポーツ庁補助事業の「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業補助金」に採択されたものでございます。

内容は、下田市スポーツ推進計画策定等に係わる、アドバイザー謝礼、委員報酬、委員旅費、スポーツ合宿・大会誘致推進事業に係わるホームページ作成業務委託へ充当するものとなります。

学校教育課長

18款2項1目基金繰入金 14節 学校施設整備基金繰入金は、1,300万円を増額するものです。内容といたしましては、歳出の補正予算で、ご説明申し上げますが、大賀茂小学校の校舎屋根防水工事に繰り入れるものです。

続きまして24、25ページをお開きください。こちらは、歳出の補正予算となります。

3款3項3目保育所費 1550 公立保育所管理運営事業 3,357千円の減額は、2節一般職給 249万3千円の減額は、4月の保育士の人事異動に伴う調整分となります。

主なものとして、3節職員手当等は16万2千円の減額で、住居手当、通勤等の各種手当は人事係による調整額の他。時間外勤務手当163万9千円の増額は、保育士等の

令和6年度、後半分の時間外勤務手当を見込むもの。

4節共済費 97万5千円の減額は、人事異動に伴う調整分。

12節委託料 27万3千円の増額は、ネットワーク機器交換業務委託として、現在使用しているネットワーク機器のルーターが、耐用年数を超えているため、交換するものです。

次に、3款3項4目 民間保育所費 1600 民間保育所事業 4,372千円の増額は、22節償還金利子及び割引料 437万2千円の増額は、国庫・県費の返還金となり、令和5年度、子どものための教育・保育給付費負担金の、国庫返還金が、320万7千円、各民間施設への利用料金・保育料となる徴収金を、国の基準額により算出して請求するところ、実際の徴収金にて請求していたため、その差額分と、民間保育所等の運営費の精算分を合わせて国へ返還するもの。県費返還金 116万5千円は、国庫負担金同様の徴収金の差額分を県へ返還するものです。

次に3款3項5目認定こども園費 1670 認定こども園管理運営事業 339万7千円の減額の主なものは、2節給料 262万2千円の減額は、4月の保育士の人事異動に伴う調整分。一般職給は、フルタイム会計年度任用職員の減額が 162万6千円。3節職員手当等は 17万1千円の減額で、期末手当や勤勉手当といった各種手当は人事係調整額その他。時間外勤務手当 182万8千円の増額は、保育士等の今年度後半分の時間外勤務手当を見込むもの。4節共済費 71万5千円の減額は、人事異動に伴う人事係調整分。12節委託料 27万3千円の増額は、下田保育所同様、ネットワーク機器交換業務委託として、現在使用しているネットワーク機器のルーターが、平成25製・11年目となり、交換するもの。13節 使用料及び賃借料 13万1千円の増額は、複写機使用料の増額を見込むものです。

3款3項6目放課後児童対策費 1452 放課後児童対策事業 475万1千円の増額は、1節報酬 441万8千円の増額は、当初予算で使用した共通単価より、実際のパートタイム会計年度任用職員の単価の方が高く、差額が生じたもの。13節使用料及び賃借料は、車借上料として、朝日地区放課後児童クラブの利用者増に伴い、大賀茂地区の児童送迎用のタクシー配車本数の増加が見込まれることから、52万6千円を増額するもの。22節償還金利子及び割引料 20万9千円の増額は、子ども・子育て支援交付金、令和5年度の放課後児童クラブ運営費の精算分として、国庫返還金が生じたためこれを計上するものです。

次に3款3項9目子育て支援費 1749 子ども・子育て支援事業 343千円の増額は、22節償還金利子及び割引料 34万3千円は、子ども・子育て支援交付金、令和5年度の病児保育事業運営費の精算分として、国庫返還金が生じたためこれを計上するものでございます。

26、27ページをお願いします。続いて教育費でございます。

9款1項2目事務局費 6010 教育委員会事務局総務事務 836万1千円の増額の主なものは、人事係調整分の人件費その他。3節職員手当等 475万2千円の増額のうち、時間外勤務手当 541万8千円は、事務局職員分の今年度後半分の時間外勤務手当を見込むもの。

10節需用費 40万8千円のうち、修繕料 20万8千円は、先生方の時間外勤務の削減

につなげるため、下田中学校に、運用方法の検証も兼ねて、電話交換機の改修により、時間外応答機能を追加するもの。12 節委託料 129 万 7 千円のうち、理科薬品処理業務委託 57 万 6 千円は、小中学校の使用見込みがない、理科薬品を廃棄するもの。SPAM メール対策ソフト導入業務委託 72 万 1 千円は、全小中学校を対象に、迷惑メールの対策となる SPAM メール対策ソフトを導入するもの。13 節使用料及び賃借料 92 万 4 千円の増額は、ソフトウェアライセンス使用料として、全ての小中学校に導入予定のタブレット用教材、AI ドリルのライセンス使用料となるものです。

9 款 1 項 4 目学校教育指導費。補正前の額 5,538 万 5 千円より 192 万 1 千円を減額し、補正後の額を 5,346 万 4 千円とするもので、6030 児童・生徒適応指導事業は、3 節職員手当等の減額となり、適応指導教室指導員となる会計年度任用職員に係る期末手当と勤勉手当の人事係調整分となります。

同目 6031 特別支援教育体制推進事業は、1 節報酬 75 万 2 千円の増額は、白浜小学校へ、支援員を 1 名追加するもの。3 節職員手当等 159 万 5 千円の減額は、支援員となる、会計年度任用職員に伴う期末手当と勤勉手当の人事係調整分。10 節需用費消耗品費 1 万 8 千円の増額は、WISC 検査を希望する児童の増加に伴い、記録用紙を購入するものです。

9 款 2 項 1 目小学校管理費 6050 小学校管理事業 2,934 万 9 千円の増額は、主なものとして 10 節需用費 1,628 万 9 千円は、各学校要求分の消耗品費 211 万 3 千円。修繕料 1,417 万 6 千円は、稲梓小学校は、廊下雨漏り修繕 22 万円、法面修繕 130 万円、白浜小学校は、屋外器具庫防水修繕 140 万円、換気扇取替修繕 17 万 1 千円、下田小学校は、中央階段室漏水修繕 130 万円、朝日小学校は、一輪車置き場柱脚修繕 41 万 3 千円、渡り廊下手すり修繕 45 万 6 千円、たて桶修繕 12 万 6 千円、屋内運動場照明修繕 35 万 9 千円。また、各校遊具修繕一式として 400 万円、各校消防設備修繕一式として 400 万円。

その他、稲梓小・白浜小・下田小にて、校内小規模修繕費として 43 万 1 千円を予定しております。13 節使用料及び 151 万 3 千円のうち、電子黒板リース料(長期継続) 131 万 7 千円は、今年度より 3 年間の計画で、小学校は、高学年・中学年・低学年の順に、電子黒板を更新するものです。次に 14 節工事請負費 1,320 万円は、大賀茂小学校校舎屋根防水工事として、部分的な雨漏り修繕により対応をしてきましたが、漏水原因の特定には至らず、今回、雨漏り対象箇所の校舎屋根、全面の防水工事を実施するものです。また、当該事業に、歳入で、ご説明致しました、学校施設整備基金 1,300 万円を充当するものです。

次に 9 款 2 項 2 目教育振興費 6090 小学校教育振興事業 92 万 4 千円の増額は、10 節需用費 57 万 5 千円は、各学校が授業において必要とする消耗品に不足を生じることが見込まれることから所要額を増額するもの。17 節備品購入費 33 万 9 千円は、教材備品として、稲梓小学校は、アップル TV の故障に伴い、買い換えるもの。下田小学校は、通級支援教材、カメラ、電動のこぎりの購入を予定するもの。18 節負担金補助及び交付金 1 万円は、子どもの体験型防犯講座参加負担金の 1 校追加分となるものです。

めくっていただき 28、29 ページをお願いします

9款3項1目中学校管理費 6150 中学校管理事業、317万4千円の増額は、主なものとして、10節需用費 224万6千円は、学校要求分の消耗品費 44万6千円。修繕料 180万円は、高鉄棒の修繕 130万円、体育館2階の木製金具、トイレブース修繕を予定しております。13節使用料及び賃借料電子黒板リース料(長期継続) 35万2千円は、小学校同様、今年度より3年間の計画で、中学校は、3年生・2年生・1年生の順に、電子黒板を更新するもの。15節原材料費 50万円は、学校施設維持補修用資材とて、グラウンドへの土を補充するもの。17節備品購入費 管理用備品 17万円は、体育館用の赤外線ヒーター、ガートフェンス付きを購入するものです。

生涯学習課長

続いて9款3項2目教育振興費 6190 中学校教育振興事業 9万5千円の増額は、13節 使用料及び賃借料 複写機使用料の増額をお願いするものです。

9款4項1目、社会教育総務費 6350 社会教育総務事務、363万1千円の減額は、3節職員手当等のうち時間外勤務手当 333万7千円は、今後の所要見込額の増額分によるもの、その他は職員給与等の減額は、4月人事異動による、正職員の人件費等の年間所要額の試算に伴うものでございます。

9款4項2目、青少年教育費 6401 青少年健全育成事業、22万円の増額は、10節需用費印刷製本費で、下田中学校地域学校協働活動事業として、「子ども見守り隊」マグネットステッカーを作成し、市内企業の協力を得て、地域ぐるみでの安心・安全の取組を進めていたところ、想定より企業の申し込みが多く、あらたに追加して作成するものです。

9款4項4目、芸術文化振興費 6500 芸術文化振興事業、15万9千円の増額は、吉田松陰寓寄処会計年度任用職員3名の人件費等の年間所要額の試算によるものと、10節需用費、修繕料6万円は、吉田松陰寓寄処2階押入襖修繕を実施するもの、13節使用料及び賃借料、車借上料7万2千円は、12月実施予定の吉田松陰ゆかりの地を巡るイベント「しょういん探検隊」に使用するマイクロバス借上料になります。

9款4項5目、公民館費 6550 公民館管理運営事業、182万2千円の増額は、10節需用費、修繕料175万円は、中央公民館及び稲生沢公民館屋上防水修繕、中央公民館空調機器修繕、稲生沢公民館照明修繕を実施するもの。13節使用料及び賃借料、7万2千円は、12月実施予定の「東京大学樹芸研究所～チョコレート作り講座」に使用するマイクロバス借上料になります。

30、31ページをお願いします。

9款4項6目、図書館費 6600 図書館管理運営事業 107万8千円の減額は、図書館正職員1名と会計年度任用職員の産休代替職員1名雇用のための人件費及び費用弁償の年間所要額の試算によるものと、13節使用料及び賃借料、車借上料7万2千円は、2月実施予定の三島由紀夫、ゆかりの地を巡るイベント、「体験型ブック、三島由紀夫編」に使用するマイクロバス借上料になります。

9款4項7目、市史編さん費 6650 市史編さん事業、9万5千円の増額は、8節旅費、会計年度任用職員の費用弁償で、年間所要額の試算によるものです。

9款5項1目、保健体育費 6701 スポーツ推進事業、201万6千円の増額は、8節旅費、普通旅費、14万1千円の増額は、下田市スポーツ推進計画策定等に係わる打合せ等のための旅費によるもの。10節需用費、消耗品 13万7千円の増額は、市町対抗駅

伝下田市代表候補選手の夜間練習用として、LED ライト購入するもの。12 節委託料、地域おこし協力隊デジタル研修業務委託 10 万円の減額は、事業費確定によるもの。同委託料、スポーツ合宿・大会誘致推進事業ホームページ作成業務委託 173 万 8 千円の増額は、スポーツ合宿・大会誘致推進事業に係わるホームページ作成業務によるもの。15 節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊活動費補助金 10 万円の増額は、地域おこし協力隊活動費補助金に係わる旅費・消耗品等を増額するものです。

学校教育課長

最後に 9 款 6 項 1 目学校給食費、6800 学校給食管理運営事業 6 万 2 千円の増額は、11 節役務費 4 万 1 千円は、郵便料改定による増額分となるもの。18 節負担金補助及び交付金 2 万 1 千円は、第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習会参加に伴う負担金をお願いするものです。

ただいま説明した補正予算の中で人件費については総務課において入力を行っているため今後若干の修正がある可能性がございますので、ご承知おきください。

以上大変雑駁な説明でしたが、議第 28 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（令和 6 年度下田市一般会計補正予算（第 6 号） 教育委員会）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

事務局の説明は以上です。ただいまの事務局の説明に対し、質問事項等ありましたらお願いします。

佐藤委員

下田中学校の電話に時間外応答機能を追加するとのことでしたが、どのような機能で、今まではそのような機能がなかったということでしょうか。

学校教育課長

県の方からも通知が来ているもので、先生達の負担軽減と言うことで、時間外の保護者等からの問い合わせが多く仕事が終わらないという事例がある中で、他市町では時間外は一切応答しないとか、転送を行うなど色々な対策をしているところがありました。今回導入を検討する中でどのような形が良いのか、あくまでも時間外なので「明日以降に電話してください」なのか、電話交換機の改修も必要とのことですので応答メッセージの内容も含めて導入してみようということになりました。流れとしては、下田中学校で検証を行い、小学校に広げていければと考えています。

佐藤委員

他の自治体でも導入は進んでいるのでしょうか。

教育長

参事はその辺の情報は把握していますか。他市町の状況とか。

参事

はい。各市町対応は様々ですが導入は進んでいるようです。県より方針が出ましたので、静東教育管内課長会議でも話題となっています。

佐藤委員

県の方から方針を出していただけるのはありがたいですね。

教育長 5時までなど時間で区切るとか、あるいは一切受け付けないとか、またはいずれかに転送するとか、色々なパターンがあるので、下田市の学校の実情に鑑みながら決定していくということですね。まずは下田中学校をお借りして検証をしてみようということですね。

学校教育課長 時間といっても各学校によって何時までとか、ばらつきが出てくると思います。

佐藤委員 中学校の検証の中で、転送するののか良い形を見つけてもらえればと思います。良い試みだと思います。

教育長 その他ご意見はございませんか。

宮内委員 小中で電子黒板のリースを行うとのことですが、10年とか長いスパンでお考えでしょうか。といいますのも、購入よりリースの方が良いと判断されたということですね。

学校教育課長 リース自体は5年間のリースで考えております。ただリース期間終了後も物品自体は残るので壊れていない限りはある程度長いスパンで使いたいと考えています。事務局としては8年は使えればと考えています。現在のものは壊れているものもあり、全部を取り替えるには金銭的に難しいとの財政部局との協議があり、順番に、今回は小学校5、6年生。中学校は3年生から入れ替え。来年度はまだ予算要求前ですが、小学校は4、3年生。中学校は2年生。という順番にそれぞれ5年間のリースを組んですべての電子黒板の更新ができればと要求させていただきました。

宮内委員 その方が安いということでしょうか。

学校教育課長 リースとなりますので総額は購入より高くなりますが、財政的な問題で一時的な費用負担には耐えられないため、費用を平坦にならず、費用の平準化という意味でリースを選択させていただきました。

教育長 その他ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。
それではその他質疑ないようですので議第28号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、(令和6年度下田市一般会計補正予算 第6号 教育委員会)は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

教育長 異議ないようですので。議第28号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、(令和6年度下田市一般会計補正予算 第6号 教育委員会)は原案のとおり承認することに決定しました。

6 事務局より報告事項

教育長 事務局から協議報告事項がありましたらお願いします。

学校教育課長 それでは報告事項と致しまして、8月8日に発令されました南海トラフ地震臨時情報が今回「注意」として出されましたが、学校教育課、生涯学習課の対応について説明させていただきます。まず自分の方から子ども育成係の所管となります保育所、認定こども園、放課後児童クラブの運営に関しての対応ということで、まず保護者への情報提供を行いました。「KODOMON」「すぐーる」というメール配信アプリを利用して注意喚起を促しました。運営としては通常の開所として決定を致しましたので、その旨を注意情報の内容と併せて通知を行いました。その他の対応として各所、園の職員に避難経路の確認、連絡網の確認、持ち出し品の確認、危険箇所のチェック等を行うように指示を行い、災害時の園児の行動確認をしてもらいました。今回初めての南海トラフ地震臨時情報への対応ということでしたので、現在の行動計画に見直しが必要な部分もあるものと考えています。また避難路については夏休み中ということもあり、下田保育所は下田小学校の校舎の中を抜けて移動する想定でしたが、閉庁時は鍵が閉まっていることがわかりグラウンド方面に迂回をする必要があるなど再確認が行えたとの報告を受けております。下田認定こども園は災害時福祉避難所として指定されており、災害時には開所する必要がありますが、実際の運営方法がわからない部分があることがわかり、いざ災害が発生したときにしっかり対応できるようにしなければならないとの反省事項が挙げられています。今回は「注意情報」でしたが、「警戒情報」に変わったときの対応も、期間が長くなることが想定されますので、休園をどのように決定するのか、また再開をどの段階で判断するのか、放課後児童クラブでは保護者にどのように引き渡すのか、注意情報の対応と併せて警戒情報が出された際の対応方法を協議しようということになりました。

今回は注意情報で済みまし、学校も夏休み中ということで大きなトラブルもなく園は通常どおり運営出来ました。

参事 小中学校の関係については、夏休み中ということもあり、児童生徒保護者に対してその時点で通知することはありませんでした。各学校の地震防災応急計画が4月当初に提出されているのですが、見直したところ恥ずかしながら南海トラフ臨時地震情報に対応していない学校も見られたため、各校長へ南海トラフ対応となるように計画の見直しを行い、職員に周知を図るよう指示しました。明後日から2学期が始まりますので、児童生徒のみならず保護者の方々に対して、南海トラフ地震臨時情報「注意」「警戒」が出た際にどのように行動するのか不安を持たれると思いますので、各校から出されている「危機対応マニュアル」をもう一度確認してもらって、古い情報であった学校は新しく見直しを行いましたので、8月29日にはまずは児童生徒に説明を行い、併せて保護者の方にも臨時情報が出た際に学校がどう対応するのか分かってもらうために周知を行うよう指示を行いました。

生涯学習課長 生涯学習課では臨時情報の発表に伴い、公民館、体育館、吉佐美運動公園、図書館、

文化会館等の所管施設の利用者への周知として、注意喚起のチラシ、避難経路図等の掲示をしております。また、指定管理者、管理人等へ避難経路及び利用者の誘導方法の再確認。生涯学習課における連絡経路の確認をあらためて行ったところです。

教育長

地震が起きた想定避難訓練は年に何回か行っていますが、注意情報という括りで1週間過ぎとなったときの対応は今まで全く想定していなかったことで、未経験でしたので、学校関係、園関係、施設関係それぞれに新たに見直さなくてはならない部分が発見されたということで、良い見直しのチャンスだったと感じました。子ども達がいる中で注意情報が出されていたらと考ええると、ぞっとしますけれども、不幸中の幸いであると思いますが、良い機会を得られました。

何かご意見とかご質問ございますか。

宮内委員

公共交通機関とかはどのようなマニュアルになっているのでしょうか。例えば児童生徒が乗っているときに地震が起きた場合などにどういう対応を取るのでしょうか。その場で待機するのか、安全な場所に移動するのか。通学の時間帯でなければ問題無いのでしょうかけれども、通学の時間帯に地震が起きて、バスが止まった場合、そのときに子ども達はどのようにするのか。そういうときに公共交通機関の方達には考えてもらいたいですね。

教育長

参事は何かご存じのことはありますか。

参事

直接拝見したことは無いのですが、私自身も宮内委員同様気になったことがありまして確認したことがございます。公共交通機関各社とも登下校時、児童生徒が乗車した状態で災害が発生したときのマニュアルがあると伺っています。

教育長

企業ですので、各種マニュアルは備えていると思います。車掌は災害時どうするのか、児童生徒をどう誘導するのか。スクールバスも同様と思います。そういうところはみんなが知っておく必要はあるかもしれませんね。その辺りを確認したいと思います。

佐藤委員

今回注意情報というレベルの発表でしたが、もう一段階上がった警戒情報が出た場合どうなっていたのか想像もつかないですね。

教育長

その後すぐに神奈川で地震があったときはどうしようかと思いましたがね。結果影響は無いとのことでしたが。

佐藤委員

そこで、もちろんマニュアルの見直し等は大事なんですけど、各学校だけでなく、公共交通機関もそうですし、放課後児童クラブの支援員さんとかも情報共有をしていないとは思いました。そういう全体的に情報共有を図れる機会をこれからは持っていけないと心配だなと感じました。

教育長 市役所の方でも今回初めての注意情報の発表ということで、いい教訓になったとの声もありました。どこも今回は同じような教訓を感じていることと思います。

今話題に出ました公共交通機関のマニュアルについては確認をして、報告できればと思います。

その他ご意見ございますか。

西川委員 前会の定例会で、縦貫道工事に関してダンプカーの交通量が増えるとお伺いしましたが、いつからとか詳細は決まったのでしょうか。

参事 工事が遅れている関係で、まだ先になるとの連絡がありました。早くて10月、さらに後ろにずれ込むかもしれないとのこと。詳しい工事期間が決まったらあらためて連絡をくれるそうです。

西川委員 わかりました。

参事 もう一点、夏休みの状況について御報告させていただきます。
園並びに小中学校とも大きな事故の報告は無かったことを御報告させていただきます。

教育長 賀茂地区全体を見渡しても大きな事故の報告はありませんでした。まだ数日始業式まではありますが、よかったと思います。

そのほかいかがでしょうか。

その他質疑ございませんので、協議報告事項は以上となります。

7 その他

学校教育係長 7月の定例会でもお話しさせていただきましたが、現在令和6年度下田市教育委員会自己点検・評価報告書を作成しております。9月定例会終了後お時間をいただきまして説明をさせていただきますので、ご意見等いただければと思います。

9月定例会の告示に併せて素案を送付させていただきますので、ご確認をお願い致します。

教育委員会9月定例会を9月27日(金)13時30分から開催。会場は下田市立中央公民館大会議室。

8 閉会

8月定例会 8月27日(火)13時30分開会。

教育長 14時50分に閉会を宣す。

会議録署名人